

平成27年度第1回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨

1 日 時

平成27年12月18日(金) 午後2時00分～4時00分

2 場 所

尼崎市役所 教育委員会室

3 出席委員

出席委員	委 員 長	田 中 敏 雄
	副 委 員 長	馬 田 綾 子
	委 員	大 場 修
	委 員	伊 達 仁 美
	委 員	坂 井 秀 弥

4 出席した事務局職員

教育長	徳 田 耕 造
社会教育部長	吉 田 淳 史
歴博・文化財担当課長	益 田 日 吉
歴博・文化財担当係長	楞 野 一 裕
歴博・文化財担当主任	桃 谷 和 則
歴博・文化財担当主任	伏 谷 優 子

5 諮 問

徳田教育長から田中委員長に諮問書

6 議 事 等

議事1「平成27年度尼崎市文化財保護審議会の予定について」

事務局から次の予定を説明、委員了承

第1回：本年度尼崎市指定文化財候補物件の審議、本年度文化財関係事業の報告

第2回：候補物件の調査・審議、答申文案の作成

第3回：答申の作成と提出

議事2「平成27年度尼崎市指定文化財候補物件の審議について」

事務局から平成27年12月現在の指定文化財の状況について報告と委員質疑

- ・国指定文化財10件、県指定文化財11件、国登録文化財10件(変動なし)
昨年度審議を経て「足利義詮書状」が平成26年度尼崎市指定文化財となり市指定文化財は1件増で44件
- ・県指定文化財「摂津職河辺郡猪名所地図」の資料名の「猪名所地図」の表記について委員から確認があり、事務局から原文書の表記を指定名称としていることを説明
- ・国指定、県指定、国登録の建造物の員数の表記について委員から質問があり、事務局が国や県による指定の際、同じ寺院の複数の建物が指定書で一括されている場合には、指定書に従い1件として扱い対象の建物の棟数を員数としていること、国登録の場合は、登録の対象箇所とそこに所在する建物名・棟数が記載されるため、箇所数を件数として合計の棟数を員数として表記していることを説明、また、わかりやすい一覧表記を検討

することを回答

事務局から今年度の候補物件について現状報告と提案

- ・事務局から所有者、管理者からの申請がないことを報告
- ・事務局で候補物件として考えている尼崎市所蔵「豊臣秀次朱印状」の概要説明

候補物件について委員から質疑、意見、論議

織豊期は文書数が非常に多く年記がない文書も多いが、この文書は年記はないものの日記等の資料で年代を確定することができ、かつ、文書中に尼崎の地名が記されその役割もわかるなど、指定に際し理由を明らかに説明できる資料である。(委員)

表具の年代はいつごろか。(委員)

- ・入手以前の表具であり、取得後の保存修理でも、この表具に仕立てられた時期はわからなかった。(事務局)
- ・保存修理に表具は変えていないのか。(委員)
- ・裏打ち紙の仕替えなど本紙の保存修理と保存に適した太巻き軸の作成のみで、表具はきれをそのまま使用している。(事務局)

尼崎市が収蔵する以前の所蔵者の情報はわからないのか。(委員)

- ・古文書の伝来、移動については不明である。宛先の石川氏の子孫である石河家の文書は、明治期に徳川林政史研究所に収納されたが、この文書が含まれていたかどうかは不明である。(事務局)
- ・石河家文書が徳川林政史研究所に入った時期を知りたい。東大史料編纂所の史料調査で影写されている可能性があるのではないか。(委員)
- ・三鬼清一郎氏による『豊臣秀吉文書の研究』の中に、一族の文書として豊臣秀次文書が収められているが、この朱印状については『駒井日記』所載の写しを引用している。東大史料編纂所で探訪・調査していないのではないかと考えられる。(事務局)

豊臣秀次文書の伝来数について確認したい。(委員)

- ・研究で知られているものでは、写しも含めて朱印状は250点余りに上り、花押のみの文書は約80点、その他に少数の黒印状もある。朱印状の正文は130～140点ほどである。(事務局)

豊臣秀次文書は現在どのようなところに所蔵されているのか。(委員)

- ・大名宛に出されたものは大名家文書として伝来し、毛利家文書は防府毛利公報会、小早川家文書は文化庁、島津家文書は東大史料編纂所など、公的な史料保存機関に所蔵されている。社寺に宛てた文書はそれぞれの社寺に伝えられていると考えられる。(事務局)
- ・国指定の例はあるのか。(委員)

- ・大名家文書として一括指定されたものはあるが、単体での指定については未確認である。県内には指定品がなかったと思う。(事務局)

- ・県内では豊臣秀次文書はどれくらいあるのか。(委員)

- ・まだ、確認していない。(事務局)

石川光元の説明に「竜野城主」とあるが、その当時の竜野の地名表記を確認してほしい。

(委員)

- ・表記は辞典から引用したので、確認する。(事務局)

この文書を引用した研究論文など先行研究の状況について知りたい。(委員)

- ・この文書が発給された要因の近衛信尹左遷事件については、『三藐院記』や『駒井日記』を資料にした研究があり、とくに秀吉と秀次の権力の力関係を論証する上で、信尹左遷事件の主導者はだれかということが論じられ、資料としてこの文書が取り上げられてきた。この文書そのものの研究はない。(事務局)
- ・研究に取り上げられた時は尼崎市所蔵の古文書として紹介されているのか。(委員)
- ・平成3年に本市が収蔵した後は、そのような研究はない。以前の研究には、『駒井日記』所載の写しが引用されている。(事務局)
写しで周知の資料となっている文書の実際の文書が尼崎市に所蔵されていることは知られているのか。(委員)
- ・収蔵後は展示会に数回出品し、展示パンフレットには写真と解説を掲載している。今年度の審議の結果、指定文化財に指定された場合は、本市にこのような資料が所蔵されていることが、いっそう周知できる。また、調査編集が進められている『豊臣秀吉文書の研究』にも、反映されることが期待できる。(事務局)
『駒井日記』記載の文書と尼崎市所蔵の文書で文言のちがいはあるのか。(委員)
- ・発給の日付が1日ちがっており、日記では「卯月十二日」、本文書は「十三日」と書かれている。日記に掲載されている一連の文書で、正文が大阪城天守閣に所蔵されている朱印状がある。図録の写真で確認すると、尼崎市所蔵の朱印状と天守閣所蔵の朱印状の筆跡は一致している。天守閣所蔵の朱印状の場合も、日記に記載の文書の日付と正文の日付に一日のずれがある。(事務局)
- ・日付のちがいはどのように考えられるのか。(委員)
- ・日記の作者駒井氏は右筆であり、命を受けて文書の案を作成して日記に記し、翌日実際に文書が発給する際に当日の日付を書いて出したので、一日のずれが見られる。(事務局)
秀次朱印状の正文の紙のデータを知りたい。織豊期の文書でも朱印状の内容によって用紙の種類にちがいが見られるのか検討したい。領知安堵など領地や財産に関わるものは長く保存するため大高檀紙、事務連絡的な内容のものはかんたんな紙が用いられる印象がある。(委員)
- ・朱印状の用紙のデータは把握していないが、大阪城天守閣所蔵のものが時期・内容も近く、また、未装の状態で保管されているので、比較・確認できると思う。(事務局)
軸装に表具した際の折紙の切断について説明してほしい。(委員)
<事務局から折紙を切断して文字の向きを揃え、3紙を貼り継いだ状況を説明>
- ・書き出しの前の余白が大きく感じられるが通常のことか。(委員)
- ・この余白はよく見られるものである。(委員)
- ・元の文書を切断して改変することはよくあることか。それは歴史資料としては問題がないことなのか。(委員)
- ・このような表具時の改変がよく行われていた時期がある。表具の世界では鑑賞用に職人が文字をバランスよく配して美しく仕立てるくふうとして行ってきた。(委員)
- ・歴史資料としては、文書の原状を保存する方が得られる情報が多いので望ましい。この文書も少し切られた部分はあるが、文字情報は失われることなく整っている。(事務局)
文書の中に「七端帆」・「八端帆」と見えるが、普通の大きさの船か。(委員)
- ・百石程度の船で、あまり大きなものではない。流罪といってもお供の者が何百人という

- 規模なので、それほど小さい船ではなくその程度の規模の船が使われたと思う。(事務局)
- 概要の石川光元の説明に書かれた用材の調達は、どこの用材かわかるのか。(委員)
- ・年欠の文書の場合は年次比定の問題はあるが、伏見城、あるいは方広寺の用材調達に関わったようである。(事務局)
- 現状ではこの資料をどのように公開しているのか。(委員)
- ・閲覧希望者からの申請があれば、熟覧等に応じている。展示会に出品のおりには、パンフレットに掲載した。また、学会で報告したが、多くの人を知るといった状況にはない。指定文化財になった場合は、インターネット上で公開することとなる。(事務局)
 - ・指定文化財と未指定の文化財で、資料の公開状況が大きく異なっているのか。(委員)
 - ・未指定の文化財についても収蔵資料の紹介としてネット上でも順次公開に努めている。(事務局)
- 概要に記された「正文」と、「新出の正文」という表現の意味を確認したい。(委員)
- ・「正文」は実際に通用した文書であり、「新出の」という表現は、これまで存在が知られていなかった写ししかわからなかったものが、初めて所在が明らかになったという意味の表現である。(委員)
- インターネットなどで公開されるときには、この概要だと説明が一般の人にはむずかしいので、わかりやすくまとめる必要がある。(委員)
- 法量では寸法に括弧付きで本紙と書いているが、記載寸法は本紙と認識されているのではないか。国や県指定の場合は本紙以外の法量も記載されているのか。(委員)
- ・博物館や美術館のデータでは本紙以外に表具を含めた全体の法量を必要上記載するが、一般的には法量は本紙である。県指定でも記載データは本紙の法量である。(事務局)
 - ・括弧付きで本紙寸法であることを示しても問題はないと思うが、審議の中でつめていけばよいと思う(委員)
- 概要の説明文は段落で区切ってまとめているが、資料そのものの説明と文書の内容の説明、資料の歴史的な評価など、説明文の構成を検討する必要がある。(委員)
- ・文章の内容を含めて評価部分の整理をする必要がある。(委員)
 - ・候補物件となった場合には、審議の中で概要の説明文を整理していきたい。(事務局)
- 尼崎市所蔵「豊臣秀次朱印状」を本年度の指定文化財候補物件として審議を進めることを委員全員が異議なく決定。次回の第2回審議会で実物調査を行うこととした。

報告1「平成27年度の文化財関係事業について」

事務局から資料を提示し、文化財の調査・保存事業と普及・啓発事業に分けて概要を説明し、委員からの質疑とそれに対する説明等が行われた。

普及・啓発事業の報告については、展示事業について次のような質問や意見が委員から出され、事務局が状況を説明した。

文化財収蔵庫企画展・教育委員会所蔵歴史資料展

- ・年5回の実施と学芸員の準備などの状況
- ・パンフレットのカラー印刷化を評価
- ・学芸員による印刷物のデザインや編集
- ・展示資料が市内にある資料であることの確認

- ・文化財収蔵庫企画展・教育委員会所蔵歴史資料展のちがい
田能資料館の展示事業等について
- ・銅鐸製作過程の展示

報告2「最近の文化財保護行政について」

「文化遺産を活かした地域活性化事業」について、事務局より平成27年度に尼崎市事業として文化庁に申請、補助金交付を受けて実施中の「浜田秋の禮大祭保存継承事業」について、概要と実施状況を説明した。当事業で実施中の専門業者による太鼓台の修理の状況を現地視察した民俗分野担当委員からも修理状況が報告された。委員と事務局で次のような点について質疑応答があった。

太鼓台修理状況について（委員報告）

- ・地域の伝統的な文化である祭礼の継承を目的とした修復であるため、損傷した部材の用材をヒノキからケヤキに変更
- ・使用可能な和釘は利用するなど可能な限り文化財を重んじた修理

太鼓台の制作年代

これまでの当事業の実施状況

太鼓台やだんじりの市内の所在数、これまでの調査

文化財指定との関係

だんじりの制作年代と移動

用材変更と文化財修理、当事業における修理復元の考え方

申請手続き

地域の無形文化財を継承して地域を活性化するという国の施策としての補助事業

「歴史遺産（富松城跡）」について、事務局より状況を報告した。

「城内地区における都市再生整備計画の策定」について、趣旨や概要を説明した。また、市と協定を結んで個人による尼崎城の建築寄贈の計画が進められていることを報告した。

委員からは次のような点について質問や意見が出された。

尼崎城の建築寄贈の計画について

- ・個人の意思による城の寄贈と市民の活動による城の再建のちがい
- ・再建された建築物による尼崎城のイメージの定着
- ・尼崎城への関心が高まる機会として、歴史的な認識、正しい尼崎城についての情報を発信の努力
- ・尼崎城の再建寄贈と城内地区における都市再生整備計画との整合性
旧尼崎警察署の建物の整備

その他

次回以降の審議会の日程を調整し、第2回を2月19日（金）午後2時から、第3回を3月14日（月）午後2時からの開催と決定し、審議を終了した。

9 閉 会
挨 拶 吉田社会教育部長

以 上